

第 24 回教育委員会

平成 28 年 12 月 27 日
午 後 2 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第179号

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則の一部
を改正する規則案

議案第 179 号

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則の一部を 改正する規則案

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則（昭和 43 年大阪市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「前段」を削り、同条第 6 項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項第 4 号中「第 56 条の 2」を「第 56 条の 3」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同項に規定する求職活動支援費

第 10 条第 15 項中「第 7 項」を「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び第 7 項」に、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 退職教員（退職した改正後の教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第 1 条に規定する教員をいう。以下同じ。）であつて、その者に雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用したとすれば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、新規則第 10 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法

律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の教員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

- 3 新規則第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職教員であつて求職活動に伴いこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この規則による改正前の教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則(以下「旧規則」という。)第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧規則第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新規則第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職教員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新規則第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職教員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職教員であつて施行日前に職業に就いたものに対する教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第10条第11項第4号に定める就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧規則第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新規則第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第10条第11項第5号に定める移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則（抄）

(失業者の退職手当)

第10条 省 略

2－4 省 略

5 勤続期間6月以上で退職した教員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者に雇用保険法の規定を適用したとすれば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に

高年齢被保険者

掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 省 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した教員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者に雇用保険法の規定を適用したとすれば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合におい

高年齢被保険者

て、退職した者が一般の退職手当の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7-10 省 略

- 11 第1項又は第3項の規定による退職手当を受けることができる者（第9項及び前項の規定による者を含む。）が、次の各号の規定に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる失業等給付（雇用保険法第10条に規定する失業等給付をいう。）に相当する金額を退職手当として、当該失業等給付の支給の条件に従い支給する。

(1)-(3) 省 略

- (4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第1項に規定する就業促進手当

3

（第14項において「就業促進手当」という。）

(5) 省 略

- (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇
求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為を
雇用保険法第59条第1項に規定する広域求職活動費

する者 同項に規定する求職活動支援費

12-14 省 略

- 15 第11項の規定は、**第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら** の規定による退職手当の支給を受けた者であつ

第7項又は第8項

て、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過してい

ないものを含む。) について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは、「第4号から第6号まで」と読み替えるものとする。

16－17 省 略

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

雇用保険法の改正に伴い、大阪府において、失業者の退職手当に係る条例改正が行われることから、大阪府に準じて勤務条件制度を定めている市費負担教員等についても同様の改正を行う。

2 改正の内容

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当について必要な改正を行う。

- (1) 「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。(第 10 条第 5

項) これまで 65 歳以前から引き続いて雇用されている職員（高年齢継続被保険者）のみが雇用保険の対象であったが、法改正により 65 歳以上で雇用される職員すべて（高年齢被保険者）が適用対象となり、名称が変更されることに伴い、必要な規定整備を行う。

- (2) 「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。(第 10 条第 11 項第 6 号)

雇用保険法において、公共職業安定所の紹介より遠隔地の求職活動をする際に支給される交通費等（広域求職活動費）の範囲が拡大され、名称が変更されることに伴い、必要な規定整備を行う。

- (3) 必要な経過措置を設ける。(附則)

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日

